

事 務 連 絡  
令和 8 年 4 月 2 1 日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度担当部局 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）  
及び特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）  
の拡充に伴う制度の周知及び留意事項について

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。  
令和 7 年 6 月 3 日に就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議において決定された「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」において、就職氷河期世代を含めた生活困窮者の就労を受け入れる事業主への支援の拡充について検討することとされました。

これを踏まえ、令和 8 年 4 月 8 日から、以下のとおり、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）（以下「トライアル雇用助成金」という。）及び特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）（以下「特開金（生開コース）」という。）が拡充されました。

- ・ トライアル雇用助成金について、生活困窮者のうち生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業又は認定生活困窮者就労訓練事業による就労の支援の対象となっている者（以下「支援対象者」という。）を、対象労働者として追加する。
- ・ 特開金（生開コース）について、トライアル雇用により雇い入れた対象労働者を、トライアル雇用期間終了後も引き続き雇用保険の一般被保険者として雇用し、かつ、継続して雇用する労働者として雇用することが確実な場合に、特開金（生開コース）の一部について支給を可能とする。

つきましては、下記のとおりトライアル雇用助成金及び特開金（生開コース）の

拡充について情報提供しますので、支援対象者に対して、適切なアセスメントの上でトライアル雇用による求人について積極的に情報提供いただくとともに、支援対象者がトライアル雇用を利用する際は、適切な支援を行っていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、管内自治体（指定都市・中核市を除く。）へ周知していただき、各自治体におかれては、管内自立相談支援機関や生活困窮者就労準備支援事業の事業者等に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 トライアル雇用助成金について

#### (1) 概要

トライアル雇用とは、職業経験、技能、知識の不足等から安定した職業に就くことが困難な求職者を常用雇用へ移行することを前提として、一定期間試行雇用するもので、試行雇用を行う事業主に対して助成することにより、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。事業主は試行雇用する者の適性を確認した上で、求職者は仕事や会社について理解を深めた上で、無期雇用へ移行することができるため、事業主と求職者のミスマッチを防ぐことができ、人材確保や職場定着が期待できるというメリットがあります。

トライアル雇用助成金は、事業主がトライアル雇用求人を公共職業安定所等に事前に提出し、公共職業安定所等からの職業紹介により、対象労働者をトライアル雇用した事業主に対して、トライアル雇用労働者1人につき、支給対象期間1か月間当たり4万円（支給対象期間はトライアル雇用を開始した日から1か月間単位で最長3か月間。）を支給するものです。

#### (2) 新制度（対象労働者の拡充）

令和8年4月8日から、支援対象者について、トライアル雇用助成金の対象労働者に追加されることとなりました。

### 2 特開金（生開コース）について

#### (1) 概要

特開金（生開コース）は、対象労働者が公共職業安定所等による特開金（生開コース）の対象であると明示した職業紹介により、当該対象労働者を雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対し、短時間労働者（※1）以外の労働者として雇い入れた場合には対象労働者一人につき60万円（中小企業事業主以外の事業主の場合は50万円）を、短時間労働者として雇い入れた場合には対象労働者一人につき30万円を支給するものです。

働者一人につき 40 万円（中小企業事業主以外の事業主の場合は 30 万円）を支給するものです（※2）。

※1 雇用保険の一般被保険者であって、1 週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比し短く、かつ 20 時間以上であって雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 38 条第 1 項第 2 号の厚生労働大臣の定める時間数未満（30 時間未満）である者

※2 支給対象期間（1 年）を 6 か月毎に区分した期間を支給対象期（第 1 期・第 2 期）とし、支給対象期ごとに一定額を支給

## （2）新制度（トライアル雇用助成金と特開金（生開コース）の併給）

令和 8 年 4 月 8 日から、トライアル雇用により雇い入れた対象労働者を、トライアル雇用期間終了後も引き続き雇用保険の一般被保険者として雇用し、かつ、継続雇用に移行した場合には、トライアル雇用に係る雇入れ日時点において継続雇用することが確実であったものとみなし、特開金（生開コース）の第 2 期の支給が可能となりました（別添 1 参照）。

## （3）対象労働者

対象労働者は、引き続き、一定の条件を満たした生活保護受給者のほか、生活困窮者（福祉事務所設置自治体が生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する計画を作成した生活困窮者であって、当該計画において、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 1 条に規定する支援の達成時期が到来していない生活困窮者をいう。）のうち、生活困窮者自立相談支援事業による就労支援の対象者であって、当該支援を受けた期間が、継続して雇用する労働者として雇い入れる日において 3 か月を超えるものです。

上記の生活困窮者自立相談支援事業による就労支援の期間の算定に当たっては、新制度により、トライアル雇用から継続雇用に移行した場合に、特開金（生開コース）の第 2 期が支給されることになったことに伴い、トライアル雇用期間中の定着支援等の支援を受けた期間も含まれることとなります。

一方で、生活困窮者就労準備支援事業又は認定生活困窮者就労訓練事業による支援のみを行う期間は特開金（生開コース）の支給対象要件である就労支援期間には含まれません。生活困窮者就労準備支援事業又は認定生活困窮者就労訓練事業の対象者がトライアル雇用を開始する場合は、生活困窮者自立相談支援事業による就労支援の対象とした上でトライアル雇用に移行していただくよう、自立相談支援機関及び生活困窮者就労準備支援事業の事業者におかれても留意をお願いいたします。

### 3 留意点

#### (1) トライアル雇用の利用について

トライアル雇用は、原則3ヶ月間、1週間の所定労働時間は原則30時間以上（生活困窮者、生活保護受給者等一部対象者は短縮（20時間以上に限る。）しても差し支えない。）であること等の定めがあることから、就労支援において支援対象者にトライアル雇用の求人を情報提供するに当たっては、比較的長時間の就労が可能かどうか等、支援対象者の状況や就労能力についてしっかりアセスメントした上、適切な対応をお願いします。

なお、今般拡充された支援対象者については、公共職業安定所等がトライアル雇用における対象労働者を確認する際に、別添2「生活困窮者自立相談支援法に基づく就労支援に係る確認書」が必要となるため、自立相談支援機関におかれては、その作成をお願いいたします。

また、トライアル雇用は、支援対象者にとって新しい職場での就労という慣れない環境に身を置くことになることに加え、事業主にとっても支援対象者の労働日数によってトライアル雇用助成金の支給額が異なるため自立相談支援機関等においては、トライアル雇用期間中も、支援対象者の就労が継続するように、いわゆる「定着支援」を行っていただくようお願いいたします。具体的には、公共職業安定所等と連携しながら支援対象者への定期的な状況聴取・相談、雇用先の事業主を訪問した上での状況聴取・助言等をお願いいたします。

#### (2) 継続的な就労支援について

特開金（生開コース）の支給要件は、従来と変わらず、生活困窮者自立相談支援事業による就労支援を受けた期間が雇入れ日において3か月を超えている必要があることから、支援対象者への定着支援も含めた就労支援に当たっては、当該要件を踏まえた継続的な支援をお願いいたします。

#### (3) 就労先の開拓等について

自立相談支援機関等が就労先となる事業主を開拓等する際に、トライアル雇用助成金及び特開金（生開コース）について説明する場合は、両助成金の正確な制度理解のために、公共職業安定所と緊密に連携して対応するようお願いいたします。

【送付内容】

- ・別添1 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）及び特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の拡充について
- ・別添2 生活困窮者自立相談支援法に基づく就労支援に係る確認書（「トライアル雇用実施要領」様式第9号）
- ・（参考）特定求職者雇用開発助成金のご案内（生活保護受給者等雇用開発コース）  
（リーフレット）

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室 就労支援係  
電話 03-5253-1111（内線 2216、2876）  
夜間 03-3595-2615  
F A X 03-3592-1459